2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

(経過措置)

- 3 経企第1022号(平成25年11月14日)の附則第3項第3号のイの次に次のウを追加します。
- ウ 画像情報蓄積機能の提供を受けている F O M A ユビキタスに係る F O M A ユビキタス定期契約の解除があったとき(その F O M A ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結するときを除きます。)は、ア 及びイの規定にかかわらず、その F O M A ユビキタス定期契約に係る解約金の支払いを要しません。
- 4 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則を次のように改めます。
- (1) 第4項第5号のイの(エ)の次に次の(オ)を追加します。
- (オ) 画像情報蓄積機能の提供を受けている FOMA (基本使用料の料金種別が定額データプラン128 K であるものに限ります。) に係る定期契約の解除があったとき (その定期契約の解除と同時に新たに当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結するときを除きます。)。
- (2) 第6項第5号のイの(ウ)の次に次の(エ)を追加します。
 - (エ) 画像情報蓄積機能の提供を受けている F O M A ユビキタス(基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットであるものに限ります。))に係る F O M A ユビキタス定期契約の解除があったとき(その F O M A ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結するときを除きます。)。

I P 通 信 網 サ - ビ ス 契 約 約 款 の - 部 改 正

[改正]

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

お3条 この約款にあいては、次の用語はそれそれ次の息味で使用します。		
種別	事 業 者 名	
1~4 (略)	(略)	
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアスネットワーク株式会社又は株式会社 Goolight	
6~31 (略)	(略)	

第2章 (略)

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。

(1)~(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種別	事 業 者 名
(略)	(略)
第3-30種契約	株式会社 Goolight

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

種別	事業者名
1~4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社又はシーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社又は知多メディアスネットワーク株式会社
6~31 (略)	(略)

[現行]

第2章 (略)

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。

(1)~(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種別	事 業 者 名
(略)	(略)

第2節~第3節(略)

第4章~第15章 (略)

料金表 (略)

別表1~別表3 (略)

附 則(令和3年5月24日経企第482号)

- 1 この改正規定は令和3年6月1日から実施します。
 - (ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用)
- 2 当社は、この改正規定実施の日から令和3年9月28日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であって、令和4年3月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)
- 2 (料金額) に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。
- (1) 第1種契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限ります。)に関する接続方式に係る品目をLAN方式又はVDSL方式から光配線方式へ変更するとき。
- (2) 第1種契約 (通信速度種別に係る品目が 10 G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が L A N 方式若しくは V D S L 方式であるものに限ります。) に係る一般契約の解除と同時に新たに第1種契約 (通信速度種別に係る品目が 10 G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。) に係る定期契約を締結するとき、又は第1種契約 (通信速度種別に係る品目が 10 G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が L A N 方式若しくは V D S L 方式であるものに限ります。) に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約 (通信速度種別に係る品目が 10 G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。) に係る一般契約を締結するとき。
- (3) 特定 F T T H 事業者(東日本電信電話株式会社に限ります。)が定める契約約款に規定する契約(メニュー5 2 における 提供の形による細目が II 1 型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード 1 2 型又はグレード 2 のものに限ります。)について、サービス転用により、当社と I P 通信網契約(第1種契約(通信速度種別に係る品目が 10 G タイプ以外及び 基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)を締結するとき。
- (4) 当社以外の電気通信事業者が提供する I P通信網サービスに係る契約 (通信速度種別に係る品目が10 G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が L A N方式又は V D S L 方式であると当社が認めるものに限ります。) について、事業者変更を利用して当社と I P通信網契約 (第1種契約 (通信速度種別に係る品目が10 G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。) を締結するとき。

第2節~第3節(略)

第4章~第15章 (略)

料金表 (略)

別表1~別表3 (略)